

大阪市教育委員会事務局学校事務指導・服務監察室設置要綱

(目的)

第1条 学校事務への適切な事務指導を図るため、服務を念頭に置いた迅速な対応を行うべく、教育委員会事務局総務部に学校事務指導・服務監察室（以下「室」という。）を置く。

(組織)

第2条 学校運営支援センター所長を室長とし、教務部長並びに総務課、教職員人事担当及び学校運営支援センターに所属する職員のうち次条に定める事務を所管する職員で組織する。

2 教育長が必要と認めるときは、前項の職員以外の者を室の職員とすることができる。

(所掌事務)

第3条 室の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 財務に関する不適切事案に対する調査
- (2) 不適正事案防止に向けた業務改善の方策の検討
- (3) 服務にかかる事情聴取
- (4) 監察結果に基づく改善指導措置要求
- (5) その他教育長が必要と認めるもの

(細目)

第4条 この要綱に定めるもののほか、室に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。